

1. 新学術評議員の推薦について

下記の本学会学術評議員資格に照らし合わせて、学術評議員として適当と思われる会員がありましたら、別紙の書式を用いてその候補者の所属機関、職名、略歴並びに業績目録をそえ、推薦者2名連署(ともに学術評議員であること)のうえ、平成27年1月31日(消印有効)までに学会事務局宛書留等にてお送り下さい。各位よりご推薦のありました候補者に付きましては、資格審査委員会による審査を経て、理事会にて学術評議員として適当であるかを審議し、認められた候補者を春期総会時に開催されます学会総会にて承認を受けることになります。

学術評議員資格

病理研究歴満7年以上、会員歴5年以上の会員で以下の条件の一つを満たすもの

- 病理学(学際分野を含む)に関する原著論文3編以上で、少なくとも1編の筆頭著者である者
- 病理専門医あるいは口腔病理専門医資格取得者で論文発表の筆頭著者1編以上である者
- 入会歴5年以上を満たさないが、傑出した業績を上げていると資格審査委員会で認めた者

注: 1) 論文は和文・英文を問わない。但し、査読のある雑誌への掲載論文であること。

- 病理専門医あるいは口腔病理専門医の論文は症例報告を含む。

提出書類

1. 学術評議員申請書/推薦書式

<http://pathology.or.jp/news/whats/a-councilor-h27.html>
※学術評議員である推薦者2名の直筆署名があること。

※功労会員・名誉会員・一般会員は推薦者になれません。

2. 代表的な自著論文の別刷りのコピー 5編以内。

※上記ABCの資格のうち、候補者が必要とされる業績をみたましていることが証明できる分を提出すること。

※内1編は筆頭著者の論文であること。

受付期限 平成27年1月31日(消印有効)

提出先・問合せ先

〒113-0034 東京都文京区湯島1-2-5 聖堂前ビル7階
一般社団法人日本病理学会 学術評議員推薦受付係

E-mail: jsp-admin@umin.ac.jp TEL: 03-6206-9070

詳細: 申請・推薦に際しては必ず本学会ホームページ12/5付の記事をご参照下さい。

<http://pathology.or.jp/news/whats/a-councilor-h27.html>

2. 学術研究賞演説(A演説), B演説について(公募のお知らせ)

平成27年秋開催予定の第61回日本病理学会秋期特別総会における学術研究賞演説(A演説)とB演説の募集をいたします。

これら演説の応募内容は、以下の要件を満たすことといたします。

学術研究賞演説(A演説)

- 優れており、かつ蓄積された研究であること。
- 原則として日本国内で行われた研究であること。
- 内容に関する責任の明確な研究者による発表で、内容は共同研究によるものであっても発表者自身はそれを代表するものであること、従って単独名が望ましい。

B演説

- 症例報告または症例の蓄積による解析。

学術研究賞演説(A演説)

- 応募資格: 日本病理学会員でありかつ学術評議員による推薦を受けた者。ただし、応募者自身が学術評議員である場合、自薦で可とする。

(2) 提出書類:

・日本病理学会ホームページよりダウンロードした所定の書式に、応募者名、演題名、選考用抄録(800字以内)などを記載し、推薦学術評議員の自署・捺印を受けてください。ダウンロードできない場合は、日本病理学会事務局までご請求ください。

<http://pathology.or.jp/news/whats/abh26advertise-20141205.html>
・講演内容に直接関係のある自著論文20編以内の一覧。

・代表的な自著論文5編以内の別刷各3部(コピー可)。

- (3) 提出先: 〒113-0034 東京都文京区湯島1-2-5 聖堂前ビル7階 日本病理学会事務局「学術研究賞演説(A演説)応募抄録」と表記し、書留郵便により郵送してください。
- (4) 募集締切: 平成27年1月31日(消印有効)

B 演説

- (1) 応募資格: 学術研究賞演説(A演説)と同じ。
- (2) 提出書類:
 - ・日本病理学会ホームページよりダウンロードした所定の書式に、応募者名、演題名、選考用抄録(800字以内)などを記載し、推薦学術評議員の自署・捺印を受けてください。ダウンロードできない場合は、日本病理学会事務局までご請求ください。
 - ・講演内容に関係のある自著論文があればその一覧(5編以内)。
- (3) 提出先: 学術研究賞演説(A演説)と同じ。「B演説応募抄録」と表記し、書留郵便により郵送してください。
- (4) 募集締切: 学術研究賞演説(A演説)と同じ。
以上

3. 平成26年度学術奨励賞受賞候補者の推薦について

学術奨励賞は、病理学の基礎的研究あるいは診断業務の中で特に優れた学術的貢献を行った本学会若手会員に対して与えられる賞です。

受賞対象者は、年度末(平成27年3月31日)において3年以上の会員歴を持つ40歳以下の会員です。

学術評議員各位には、下記の要領で候補者の推薦をお願いいたします。

推薦要領

1. 本年度は、数名への授与を予定しています。
2. 募集締切期日は、平成27年1月31日(消印有効)とします。
3. 候補者の推薦にあたっては、日本病理学会ホームページよりダウンロードした所定の書式をご利用の上、書留郵便にて日本病理学会事務局までご送付ください。ダウンロードできない場合には本学会事務局までご請求ください。
<http://pathology.or.jp/news/whats/youngawardh26advertise.html>
4. 学術奨励賞受賞者(受賞者)には、賞状と記念品が贈呈されます。
5. 賞の授与は、次年度の総会において理事長が行います。
6. 受賞者には、第104回名古屋総会で開催の英語セッション「学術奨励賞受賞講演・英国病理学会若手発

表)」(平成27年5月1日8:30を予定、於名古屋国際会議場)において英語で口演していただきます。

7. 上記6の優秀者は平成28年度英国病理学会ポスター発表派遣候補者(本学会より渡航費補助金15万円支給)となります。

4. 平成26年度日本病理学会100周年記念病理学研究新人賞公募について

概要:

日本病理学会100周年記念事業として、2011年から5年間に渡り、病理学研究新人賞を設定し、若手医師の大学院生を鼓舞することとした。選考は書面による1次審査(8名以内)と春期の病理学会総会時において口頭発表による2次審査を行い、5名を選出する。春期の日本病理学会総会で表彰し、賞金10万円を付与する。

対象: 以下のすべての要件を満たす者を本賞応募の対象者とする。

- 1) 日本の大学の医学部・歯学部大学院病理学教室(あるいはそれに相当する教室)博士課程に所属する学生であること(応募時)。
- 2) 応募翌年度の4月1日において、35歳以下であること。(応募締切1月30日)
(平成26年度対象者: 昭和54年4月2日以降生まれ)
- 3) 日本の医師免許あるいは歯科医師免許を有する者。ただし、日本の大学のMD/PhDコースの学生で博士課程に所属する者は応募可能とする。
- 4) 1年間以上、日本病理学会の会員である者。

提出書類: すべてA4の大きさの紙媒体で提出のこと。

- 1) 履歴書(高校卒業以降、生年月日・連絡先を含めること)
- 2) 業績録(著者名をすべて記載し、代表論文3編までに関して、要旨を含むページのコピー1枚ずつを提出)
- 3) 本人自身の研究業績の要約(1枚、必ずタイトルをつけること)
- 4) 所属講座の教授(あるいは指導教官)の推薦書(1枚)
- 5) 大学院在籍証明書(コピー可)
- 6) 医師免許証のコピー(MD/PhDコースの学生は不要)
- 7) 受賞した場合、受賞後2年以内に本学会学会誌Pathology Internationalへ投稿を行うという誓約書(形式自由; 原著あるいは総説で共著可)。

なお、受賞後、応募時提出内容に虚偽があることが判明した場合、後日審議の上、受賞の取り消しならびに賞金の返還を求めることがある。

提出先: 簡易書留などで送付のこと(締切 平成27年1月30日金曜日・必着)。

〒113-0034 東京都文京区湯島1-2-5 聖堂前ビル7階
日本病理学会事務局 研究新人賞受付係
電話：03-6206-9070
電子メール：jsp-admin@umin.ac.jp
詳細：日本病理学会ホームページ12/1付記事を参照のこと
<http://pathology.or.jp/jigyuu/100syuunen/rookie-award-141201.html>

5. 2015年度 ハンガリー病理解剖トレーニングコース 参加者募集

近年、日本を含む世界各国で病理解剖数が減少傾向にあり、特に若手病理医が国内で十分な解剖経験を積むことが困難な状況にあります。一方、ハンガリーでは現在も多数の病理解剖が行われています。そこで日本病理学会では、ハンガリー最大の医科大学である Semmelweis 大学と提携し、日本の病理医がハンガリーで短期集中的に病理解剖の経験を積むことができるトレーニングコースを創設しました。

このコースでは、指導教官の下、参加者自らが病理解剖を行い、臓器観察後臨床病理相関をつけ、報告書にまとめるまでの作業を行います。短期間にこれら業務を繰り返すことによって、所見の取り方、病態の理解、報告書作成能力の修得、向上が期待されます。また国際交流としても貴重な経験を得ることができます。

2014年夏に1回目のコースを実施し、充実した成果をあげることができました。そこで2015年度は以下の要領でコース参加者を募集します。奮ってご応募ください。

募集要項

- 1) 実施期間
2015年7月～8月のうちの5日間（月曜から金曜）を予定
- 2) 場所
Semmelweis 大学第二病理学教室
（ハンガリー プダベスト）
- 3) コース責任者
Glasz Tibor
（Semmelweis 大学第二病理学教室 准教授）
- 4) コース内容
Semmelweis 大学第二病理学教室のスタッフの指導の下で実際に病理解剖を行い、解剖報告書（英語）を作成する。解剖数は1日2件、コース全体で10件を予定している（最初の1件は見学となる）。
- 5) 応募資格
日本病理学会会員で、病理解剖を集中して学びたい医師及び歯科医師。
病理専門医あるいは死体解剖資格の有無は問わないが、日本での病理解剖の経験が20体程度あることが望ましい。
- 6) 費用

コース受講費用として一人900ユーロ（予定）
その他、現地への渡航費及び滞在費は自己負担（可能であれば所属機関の負担）となる（20-30万円程度の見込み）

- 7) 募集人数
若干名
- 8) 応募期限
2015年1月31日（土）必着
- 9) 応募方法
参加申込用紙に必要事項を記入の上、日本病理学会事務局（jsp-admin@umin.ac.jp）までメールすること。
参加申込用紙ダウンロード
http://pathology.or.jp/news/word/hungary_141213.docx
- 10) 選考
日本病理学会海外研修委員会で選考する。なお、応募者多数の場合は、病理専門医試験受験前の方を優先することがある。
選考結果は2015年4月までに申込者本人へ通知する。
- 11) 参加者の提出書類
選考の結果、コースに参加することが確定した者は、別途連絡する期日までに下記書類を日本病理学会事務局へ提出（郵送）すること。
 - (a) パスポート（顔写真のあるページ）の写し
 - (b) 大学及び大学院（博士号を取得している場合）の卒業証明書（英文）
 - (c) 医師（歯科医師）免許証（和文）の写し
 - (d) 参加者が医師免許を有することを証明する文書（英文）（書式自由）
 - (e) 参加者の予防接種歴の有無と抗体価の証明書（英文）（書式自由）

(d) 及び (e) には所属する部署の責任者（教授や部長等）のサインが必要である。なお、(c) の代わりに厚生労働省の発行する英文の医師または歯科医師の免許証を提出する場合は、(d) は不要である。(e) については参加者の所属する医療機関で診療にあたり必要とされている予防接種の項目（麻疹やHBV等）について記載すること。
- 12) その他
コース修了者には修了証が交付される。コース修了証をもって、病理専門医試験受験に必要な病理解剖経験数のうち5体に充てることのできる。

問い合わせ先

日本病理学会事務局
〒113-0034 東京都文京区湯島1-2-5 聖堂前ビル7階
TEL 03-6206-9070
E-mail: jsp-admin@umin.ac.jp
詳細：ホームページ 12/13付記事を参照
<http://pathology.or.jp/news/whats/hungary-141213.html>

6. 平成 27 年 4 月 1 日付 指導医登録について

標記の希望者について申請受付をいたしますので、病理学会事務局宛その旨ご連絡下さい。

連絡先：日本病理学会事務局 jsp-admin@umin.ac.jp

申請期限：平成 27 年 1 月末日

対象：「更新」を一度以上行った現役病理専門医で、まだ指導医登録をされていない方

※今秋病理専門医更新手続きを初めて行われた先生、または今秋更新手続きをされた方で未登録の先生には、更新認可シールとともに、一律書類（振込用紙）をお送りいたしました。お振り込みをもって申請となりますので、別途のご連絡は不要です。

7. 平成 27 年度事業計画並びに収支予算について

標記の件につき、平成 26 年 11 月 20 日開催の第 60 回秋期特別総会（法人総会）（以下 沖縄総会）にて以下の通り決定いたしました。

- (1) 平成 27 年度事業計画
(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

〔事業の概要〕

I. 学術集会、研究会等の開催

1. 学術集会の開催

- (1) 第 104 回日本病理学会総会（於名古屋市・高橋雅英会長）
(2) 第 61 回日本病理学会秋期特別総会（於東京・石川雄一・宮園浩平会長）

2. 研究会、講習会等の開催

- (1) 第 12 回日本病理学会カンファレンス
(2) 細胞診講習会
(3) 病理診断講習会
(4) 第 9 回診断病理サマーフェスト
(5) 各支部における学術・研究集会、「夏の学校」等

3. 市民公開講座・シンポジウムの開催

II. 学会誌、学術図書等の発行

1. 「日本病理学会会誌」の発行（第 104 巻第 1～2 号）
2. 「Pathology International」の発行（Vol. 65 4～12, Vol. 66 1～3）

- (2) 正味財産増減予算書

(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

(単位：円)

科 目	事業会計			法人会計	合 計
	実施事業等会計	その他事業等会計	計		
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 基本財産運用益	0	0	0	5,000	5,000
基本財産受取利息	0	0	0	5,000	5,000
② 特定資産運用益	0	0	0	20,000	20,000
特定資産受取利息	0	0	0	20,000	20,000

3. 「診断病理」の発行（第 32 巻第 2～4 号、第 33 巻第 1 号）
4. 「日本病理学会会報」の発行（第 327～338 号）
5. 「お知らせ」（第 20 号～23 号）の発行
6. 「病理専門医部会報」の発行（2015 年 第 2～4 号、2016 年 第 1 号）

III. 研究および調査並びに知識の普及

1. 「日本病理剖検輯報」の発行 第 56 輯（平成 25 年 症例）
2. 剖検輯報編集方法の充実
3. 剖検記録データベースの更新
4. 病理学卒前教育の充実
5. インターネットホームページの充実

IV. 研究の奨励および研究業績の表彰

1. 日本病理学賞（宿題報告）の授与
2. 日本病理学会学術研究賞（A 演説）の授与
3. 日本病理学会学術奨励賞の授与
4. 100 周年記念病理学研究新人賞の授与

V. 病理専門医等の資格認定及び病理診断関連活動

1. 病理専門医・口腔病理専門医の認定・試験の実施及び資格の更新
2. 病理専門医の広告
3. 「病理専門医研修ファイル」の配布
4. 病理専門医研修施設の認定および資格の更新
5. 生涯教育の充実
6. 病理診断コンサルテーションシステムの充実
7. 病理精度管理体制の充実
8. 各種ガイドラインの作成
9. 病理専門医制度運営、医療業務、学術・研究等の各種委員会の開催

VI. 学術団体との協力、連絡

1. 学術団体等との会議共催および後援（国内）の実施
2. 腫瘍取扱い規約等の改訂
3. 海外病理学会との交流
(1) 英国病理学会との会員の相互派遣、学術交流
(2) ドイツ病理学会との学術交流
(3) アジア各国との学術交流

VII. その他目的を達成するために必要な事業

1. 医師賠償責任保険加入取扱いの実施

③ 受取会費	0	0	0	64,603,550	64,603,550
学術評議員受取会費			0	17,023,550	17,023,550
終身受取会費			0	5,000,000	5,000,000
一般会員受取会費			0	28,440,000	28,440,000
学生会員受取会費			0	10,000	10,000
機関会員受取会費			0	350,000	350,000
賛助会員受取会費			0	100,000	100,000
病理専門医部会受取会費			0	13,680,000	13,680,000
④ 事業収益	145,500,000	2,500,000	148,000,000	0	148,000,000
学術集会収益	100,000,000	0	100,000,000		100,000,000
論文掲載料収益	0		0		0
広告料収益	1,500,000		1,500,000		1,500,000
刊行物発行収益	10,000,000		10,000,000		10,000,000
専門医制度収益	17,000,000		17,000,000		17,000,000
病理専門医部会収益	4,000,000		4,000,000		4,000,000
講習会等収益	5,000,000		5,000,000		5,000,000
支部集会等収益	8,000,000	0	8,000,000		8,000,000
賠償保険事務費収益		2,500,000	2,500,000		2,500,000
⑤ 受取補助金等	0	0	0	0	0
受取補助金等	0		0		0
⑥ 受取寄付金	5,000,000	0	5,000,000	0	5,000,000
受取寄付金（100周年記念事業）	5,000,000		5,000,000		5,000,000
⑦ 雑収益	718,000	5,102,000	5,820,000	0	5,820,000
受取利息	18,000	2,000	20,000		20,000
雑収益	700,000		700,000		700,000
科学技術振興事業団		200,000	200,000		200,000
PIロイヤリティ		3,500,000	3,500,000		3,500,000
著作権利用料		1,000,000	1,000,000		1,000,000
編集協力費収入		400,000	400,000		400,000
経常収益計	151,218,000	7,602,000	158,820,000	64,628,550	223,448,550
(2) 経常費用					
① 事業費（実施事業会計・その他会計）					
給料手当	16,096,200	660,300	16,756,500		16,756,500
臨時雇賃費	1,100,000	0	1,100,000		1,100,000
退職給付費用	1,443,200	59,200	1,502,400		1,502,400
福利厚生費	2,886,400	118,400	3,004,800		3,004,800
会議費	11,000,000	0	11,000,000		11,000,000
旅費交通費	12,500,000	0	12,500,000		12,500,000
間接旅費交通費	433,000	17,800	450,800		450,800
通信運搬費	4,050,000	0	4,050,000		4,050,000
間接通信運搬費	2,886,400	118,400	3,004,800		3,004,800
消耗什器備品費	90,200	3,700	93,900		93,900
消耗品費	9,200,000	0	9,200,000		9,200,000
間接消耗品費	1,082,400	44,400	1,126,800		1,126,800
修繕費	180,400	7,400	187,800		187,800
印刷製本費	48,000,000	0	48,000,000		48,000,000
間接印刷製本費	1,623,600	66,600	1,690,200		1,690,200
光熱水料費	433,000	17,800	450,800		450,800
賃借料	31,500,000	0	31,500,000		31,500,000
間接賃借料	1,984,400	81,400	2,065,800		2,065,800
諸謝金	6,800,000	0	6,800,000		6,800,000
間接諸謝金	3,292,300	135,100	3,427,400		3,427,400
支払助成金	0	55,500	55,500		55,500
租税公課	1,353,000	1,720,500	3,073,500		3,073,500
委託料	44,779,500	0	44,779,500		44,779,500
雑費	14,500,000	0	14,500,000		14,500,000
間接雑費	631,400	25,900	657,300		657,300
事業費計	217,845,400	3,132,400	220,977,800	0	220,977,800
② 管理費（法人会計）					

給料手当			0	1,088,500	1,088,500
退職給付費用			0	97,600	97,600
福利厚生費			0	195,200	195,200
会議費			0	0	0
旅費交通費			0	29,200	29,200
通信運搬費			0	195,200	195,200
消耗什器備品費			0	6,100	6,100
消耗品費			0	73,200	73,200
修繕費			0	12,200	12,200
印刷製本費			0	109,800	109,800
光熱水料費			0	29,200	29,200
賃借料			0	134,200	134,200
諸謝金			0	222,600	222,600
租税公課			0	91,500	91,500
支払助成金			0	0	0
雑費			0	42,700	42,700
管理費計	0	0	0	2,327,200	2,327,200
③ 他会計への繰出額	0	0	0	0	0
他会計への繰出額	0	0	0	0	0
経常費用計	217,845,400	3,132,400	220,977,800	2,327,200	223,305,000
当期経常増減額	△ 66,627,400	4,469,600	△ 62,157,800	62,301,350	143,550
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 66,627,400	4,469,600	△ 62,157,800	62,301,350	143,550
一般正味財産期首残高	155,813,999	10,299,094	166,113,093	125,793,500	291,906,593
一般正味財産期末残高	89,186,599	14,768,694	103,955,293	188,094,850	292,050,143
II 指定正味財産増減の部					
① 受取寄付金	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0
② 一般正味財産への振替額	△ 5,000,000	0	△ 5,000,000	0	△ 5,000,000
一般正味財産への振替額	△ 5,000,000	0	△ 5,000,000	0	△ 5,000,000
当期指定正味財産増減額	△ 5,000,000	0	△ 5,000,000	0	△ 5,000,000
指定正味財産期首残高	5,000,000	0	5,000,000	0	5,000,000
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	84,186,599	14,768,694	98,955,293	188,094,850	287,050,143

8. 総会会長選出の件

標記の件につき、沖縄総会にて以下の通り決定いたしました。

- (1) 第62回（平成28年度）秋期特別総会会長
野島 孝之 理事（金沢医科大学医学部臨床病理学）
- (2) 第106回（平成29年度）総会会長
落合 淳志 学術評議員
(国立がん研究センター研究所)

9. 専門医制度規程改定について

標記の件につき、沖縄総会にて別掲（p.7参照）の通り改定となりました。これに伴い各種関連諸規定も変更となっております。詳細は本学会ホームページより規定集をご確認下さい（<http://pathology.or.jp/news/pdf/kitei.pdf> 日

本病理学会トップページ>日本病理学会について>日本病理学会規定）。

研修制度における大きな変更点については以下の通りです。更新制度に関する事項については、追ってお知らせいたします。

病理専門医研修制度の変更について

- ① 平成27年度に病理専門研修を開始する方から
 - ・専門医受験に要する剖検体数が3年で30体となります。
 - ※専門医資格初回更新時には、専門医資格取得後に自らが関与した剖検症例10体（指導症例を含む）のリストと剖検報告書の提出していただく予定です。
 - ・分子病理診断に関する講習会の受講が必須になります。（分子病理診断講習会あるいは日本病理学会カンファレンス）

なお、平成26年度以前の病理専門研修開始者についてはこれまで通りで変更ありません（剖検は4年で40体）

② 平成27年度受験申請者から

- ・法医解剖（行政解剖）症例を5体までを含めることができます。
- ・海外解剖症例として、ハンガリーのセンメルweis大学との連携で解剖研修（※2）に参加すると解剖5体としてカウントされます。

専門医制度規程

平成26年11月20日改正

（本制度の目的）

第1条 病理診断科を専攻するすぐれた医師を養成し、病理学の進歩発達とその診療水準の向上をはかり、国民の福祉に貢献することを目的とし、専門医を認定する。

（認定の方法）

第2条 認定を受ける資格をもつ申請者については病理専門医制度運営委員会が認定を行う。

2 認定された者には認定証を与え、これを病理専門医（Certified Pathologist of The Japanese Society of Pathology）と呼称する。

3 認定制度に関する詳細については別に定める。

（認定期間及び資格の更新）

第3条 専門医の認定期間は5年とし、5年毎にその資格を更新するものとする。

2 更新に関する詳細は病理専門医更新委員会として別に定める。

（専門医の喪失及び取り消し）

第4条 専門医の資格喪失及び資格の取り消しについては病理専門医制度内規として別に定める。

（内規）

第5条 本制度の運営のため、必要な内規と細則は別にこれを定める。

附則 1. 本規程を変更する場合は理事会の審議を経て、総会の議決による。

附則 1. この規程は、昭和53年4月6日制定施行する。

附則 1. この規程は、平成13年11月27日から施行する。

附則 1. この規程は、平成14年7月8日から施行する。

附則 1. この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附則 1. この規程は、平成16年6月10日から施行する。

附則 1. この規程は、平成16年12月2日から施行する。

附則 1. この規程は、平成17年11月17日から施行する。

附則 1. この規程は、平成24年11月22日から施行する。

附則 1. この規程は、平成26年11月20日から施行する。

10. 平成26年度認定施設、登録施設（第37回）審査について

認定施設、登録施設としての新規の申請は、11件、33件でした。審査の結果、認定施設は8件、登録施設はすべ

てが承認されました。認定及び登録期間は、それぞれ平成26年4月1日から平成28年3月31日までです。

尚、専門医制度移行期につき、今後研修施設制度も変更となる見通しです。その節は改めてお知らせ申し上げます。

（1）認定施設

認定番号	病院名
3143	医療法人社団日高会日高病院
3144	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院
3145	医療法人社団誠馨会千葉メディカルセンター
3146	社会福祉法人親善福祉協会国際親善総合病院
3147	聖隷横浜病院
5093	神鋼病院
7044	健和会大手町病院
7045	医療法人徳洲会福岡徳洲会病院

（2）登録施設

登録番号	病院名
1020	函館厚生院函館中央病院
1041	社会医療法人母恋 天使病院
2017	公益財団法人星総合病院
2038	黒石市国民健康保険黒石病院
2039	八戸赤十字病院
2040	弘前市立病院
3070	公益財団法人東京都保健医療公社東部地域病院
3094	公益財団法人結核予防会複十字病院
3121	国際医療福祉大学病院
3132	国保直営総合病院君津中央病院
3139	東京北医療センター
3140	国際医療福祉大学三田病院
3141	国立精神・神経医療研究センター病院
3907	東京医科大学茨城医療センター
4031	公立学校共済組合東海中央病院
4074	諏訪中央病院
4112	独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター中信松本病院
4130	飯山赤十字病院
4131	公益社団法人石川勤労者医療会城北病院
4132	静岡県立こども病院
5022	兵庫県立柏原病院
5125	医療法人医誠会 医誠会病院
5126	社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会吹田病院
5127	兵庫県立がんセンター
6075	鳥取生協病院
6076	社会福祉法人恩賜財団済生会支部香川県済生会病院
7091	北九州総合病院
7092	一般財団法人福岡県社会保険医療協会社会保険田川病院
7093	地方独立行政法人大牟田市立病院
7094	宗像水光会総合病院
7095	独立行政法人地域医療機能推進機構熊本総合病院
7096	社会医療法人友愛会豊見城中央病院
7902	福岡大学筑紫病院

11. 会員の訃報

以下の方がご逝去されました。

三杉 和章 功労会員（平成26年11月14日ご逝去）

田口 尚 功労会員（平成26年11月25日ご逝去）

お知らせ

1. 医学会より以下の件つき周知依頼がございました。

(1) 厚生労働省医薬食品局長より

「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正について

関連 HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000065580.html>

(2) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構より

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について」

関連 HP

<http://www.pmda.go.jp/operations/shonin/info/fee.html>

(3) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構より、

「薬事戦略相談に関する実施要綱の一部改正について」

関連 HP

<http://www.pmda.go.jp/operations/shonin/info/consult/yakujisenryaku.html>

(4) 厚生労働省医政局研究開発振興課より

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律に関する通知」について

関連 HP

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryu/saisei_iryu/index.html

(5) 厚生労働省医政局研究開発振興課より

「国が行う特定細胞加工物の製造の許可等における登録免許税及び手数料にかかる事務処理について」

関連 HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000058916.html>

(6) 厚生労働省大臣官房厚生科学課長より

「遺伝子治療臨床研究に関する指針の一部改正について」

関連 HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

(7) 厚生労働省医政局経済課並びに研究開発振興課より

「再生医療の迅速かつ安全な研究開発及び提供並びに普及の促進に関する基本的な方針について」

関連 HP

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryu/saisei_iryu/

2. 第46回（平成27年度）公益財団法人三菱財団自然科学研究助成について

募集期間：平成27年1月6日から2月3日

参照 HP:

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryu/saisei_iryu/

お問合せ：（公財）三菱財団事務局

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-3-1

三菱商事ビルディング 21階

TEL 03-3214-5754 FAX 03-3215-7168

E-mail info@mitsubishi-zaidan.jp

その他：1件2,000万円以内（総額2億5,000万円）